

ガバナンスへの取り組み

また、リスクマネジメントや腐敗・不正防止、コンプライアンスを徹底することで、企業価値の最大化につなげています。

今般、取締役会における重要な業務執行の決定を取締役へ委任することで意思決定の迅速化を図ると共に、取締役会の軸足をグループ経営の監督に移していくこと、また監査等委員が取締役会の議決権を有することにより取締役会の監督機能の強化を図ることなどを目的として、2023年6月より「監査等委員会設置会社」に移行しました。



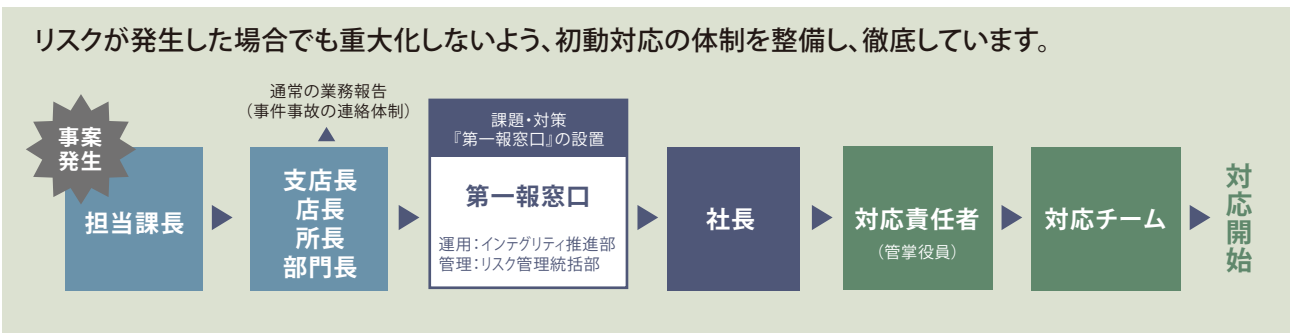
リスクマネジメント

リスク管理

「リスクマネジメント委員会」は、代表取締役を議長とし、取締役3名、執行役員2名を含む計11名で構成しています。当委員会にて、当社グループの事業活動におけるリスクを分析し、発生可能性と影響度で評価の上、重点管理項目を定め、これをモニタリングを行う体制を構築しています。また、万一リスクが顕在化した場合の初動対応策を定め、リスク低減を図る体制も備えています。当委員会は四半期ごとに開催し、リスクの状況と重点管理項目の見直しなど、PDCAを回すことで形骸化を防止し、適正な管理により、リスク顕在化抑制に努めてまいります。

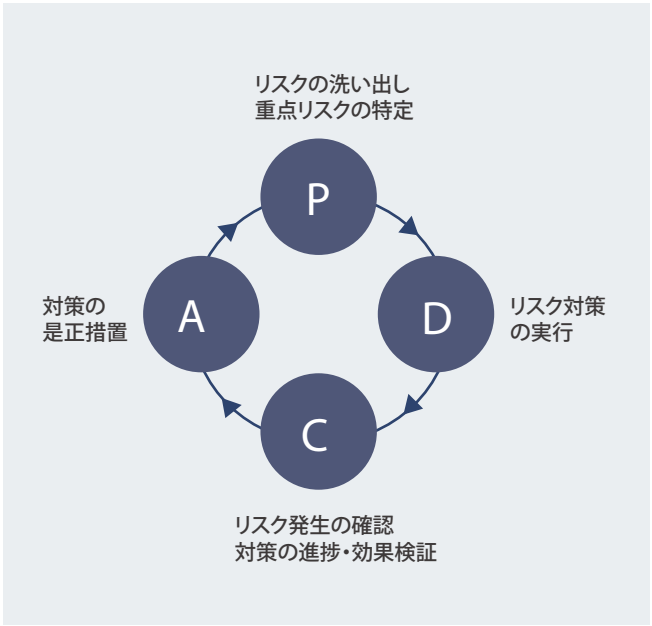


初動対応



戦略

「リスクマネジメント委員会」では、リスクを網羅的に1,000項目程度洗い出し、「建築基準法違反」「サブリース法関連法規違反」「ハラスメントの発生」「業務上の不正」「人材不足」「システム障害による業務停止」「取引先との信頼関係悪化」などに分類し、100項目程度のリスク一覧表を作成しました。このリスク一覧表から経営レベルで把握すべきリスクを「発生可能性」「影響度」で評価し、経営として管理監督が必要な重点リスクを特定し、これに対して「仕組み」「チェック機能」「教育」の3つの観点で対策を打ち、実施状況、発生状況のモニタリングを行っています。重点管理リスクは定期的に見直し、PDCAを回すことで、リスク低減に努めてまいります。



指標と目標

項目	2020年度	2021年度	2022年度
重大リスクの発生	0件	0件	1件※

※不適切会計

基本的な考え方

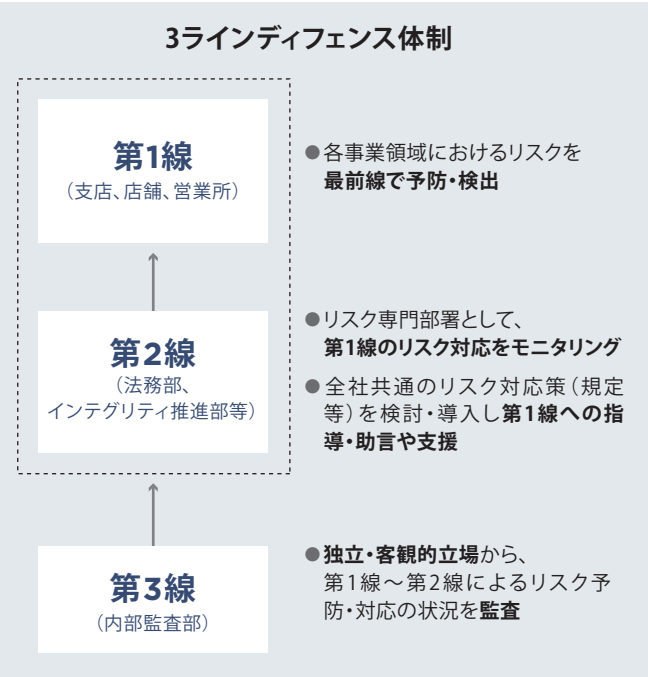
当社グループは、「国連グローバルコンパクト」の4分野10原則に署名し、賛同・支持しており、また腐敗につながる行為を「大東御法度7箇条」を策定するなど、贈賄、資金洗浄、横領などの法令に抵触する腐敗行為を厳に禁止・防止する体制を構築しています。また、法令に抵触はしなくても、腐敗を助長したり、倫理的に許されないと考えられる行為については、「大東建託行動規範」に則って、これを禁止しています。また、これらに抵触した行為が発覚した場合、当事者は懲戒解雇を含む、厳格な処分をもって臨むこととしています。

大東御法度7箇条

- 当社一連の規則の中で特に重要な禁止事項を「御法度」として定め、「最大懲罰は解雇」とあらかじめ周知することで、その徹底を図るものである。
- 1.取引業者からの供応等の禁止
 - 2.社内及び社外関係者との金品を賭けた遊戯（麻雀・ゴルフ・ボーリング・カラオケ等）の禁止
 - 3.飲酒運転・妨害運転（あおり運転）の根絶
 - 4.中元・歳暮の禁止
 - 5.会社制度に関連する個人的謝礼の禁止
 - 6.社員間・顧客・取引先との金銭貸借や投資勧誘の禁止
 - 7.文書の偽造・改竄・不実記載・不正使用の禁止

ガバナンス

当社グループでは、腐敗防止・公正な競争と取引の遵守にあたって、取締役の監督のもと、内部監査および内部通報制度をはじめとする内部監視システムを整え、腐敗行為の抑止、発見に取り組んでいます。また、内部統制強化策として、「3ラインディフェンス体制」を敷き、第1線となる現場が行うリスク防止策を第2線である法務部、リスク管理統括部など、リスクの専門部門が、第3線となる内部監査部が第1線から第2線によるリスク防止、対応状況をモニタリングする体制を構築しています。なお、これらの状況は、内部監査部から「リスクマネジメント委員会」へ報告し、同委員会から取締役会へ報告することで、取締役会によるモニタリングと、指示を受ける体制が構築されています。



戦略

腐敗防止に関する全従業員向けのコミュニケーション

当社グループでは、「大東建託行動規範」において、公正かつ自由な競争の確保、政治・行政との適正な関係の構築、反社会的勢力の排除を規程しており、さらに「大東御法度7箇条」では腐敗を助長する行為を行わないことを掲げています。加えて、これらの方針を従業員に向けた周知・教育するため、定期的にコンプライアンスに関するメールマガジンを配信し、腐敗防止を含む不正防止、コンプライアンスの徹底と知識・意識を高めています。



内部通報制度と公益通報者の保護

当社グループでは、内部通報に係る社内規程を策定し、コンプライアンス推進部門内の通報・相談窓口に加え、弁護士事務所およびグループ全社員が利用可能な外部委託の受付窓口を設けています。電話や電子メール等のさまざまな方法により通報できる体制を整備し、不正行為等の早期発見と是正に努めています。また、内部通報があった場合、コンプライアンス推進部門から関連部門へ調査・対応策の立案・実施の指示を行うと共に、通報者へ対応報告・是正確認を行っています。

加えて、取締役会から指名を受けたコンプライアンス部門管掌取締役が、内部通報体制の運用状況について確認を行うと共に、取締役会へ運用状況の報告を適宜行っています。また、内部通報に関する社内規程により、通報者が特定されないように調査を行うことや調査内容等に関する守秘義務、会社が通報者に対して解雇やその他いかなる不利益な取り扱いを行わないことを定め、通報者が保護されるよう体制を整備しています。

指標と目標

項目	2021年度	2022年度	2023年度 (目標)	
内部通報件数	250件	281件	—	●政治献金の実績はありません。
コンプライアンス浸透度※1	86.2%	86.9%	88.0%	●腐敗防止に関する従業員の処分、及び解雇はありません。
重大なコンプライアンス違反件数	0件	1件※2	0件	●第三者との関連を含む、腐敗に関する罰金、罰則、和解などにかかる費用の発生はありません。

※1: 2021年度は単体実績 ※2: 不適切会計